

熊本市手話に関する施策の推進方針（素案）に係るパブリックコメントの
実施について（報告）

1 目的

熊本市手話に関する施策の推進方針（素案）について、広く市民の意見を聴取し、方針策定に反映させるため、「熊本市パブリックコメント（意見公募）制度実施要綱」に基づき実施したもの。

2 意見募集期間

令和3年（2021年）4月1日（木）～令和3年（2021年）4月30日（金）

3 意見募集の方法

熊本市ホームページ掲載、障がい保健福祉課窓口、情報公開窓口、区役所（中央区を除く。）、まちづくりセンター（中央区まちづくりセンターを除く。）、中央区まちづくりセンター大江交流室、中央区まちづくりセンター五福交流室、河内まちづくりセンター芳野分室、くまもと森都心プラザ市民サービスコーナー、総合保健福祉センター（ウェルパルクくまもと）及び各地域コミュニティセンターでの資料縦覧

4 意見件数（提出者数） 意見を提出された方の人数 2 名
意見の件数（まとめりごと） 9 件

5 提出された意見と、それに対する本市の考え方（別紙記載のとおり）

【対応1（補足修正）】

意見を踏まえて素案を補足修正または追加記載したもの 1 件

【対応2（既記載）】

既に意見の趣旨、考え方を盛り込んでいる、あるいは同種の記載をしているもの 1 件

【対応3（説明・理解）】

市としての考えを説明し、理解いただくもの 4 件

【対応4（事業参考）】

素案には盛り込めないが、事業実施段階で考慮すべき事柄として今後の参考とするもの 2 件

【対応5（その他）】

素案に対する意見ではないが、意見として伺ったもの 1 件

提出されたご意見とそれに対する本市の考え方

	項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
1	P4 手話奉仕員の養成	現在、財団法人熊本県ろう者福祉協会に委託事業として委ねていると聞いております。これまでどのくらいの奉仕者が育っているのか、実際に活動されている方はどのくらいいらっしゃるのか、情報把握されているのでしょうか。また、受講者の方のフィードバックをされているのでしょうか。20年経ってもなかなか育っていないという現状があり、不思議に思っています。熊本市主体の事業として、きちんと把握されて運営していただきたいと思っています。熊本市に住む聴覚障害を持つ市民からの願いです。	手話奉仕員養成事業は、聴覚障がいのある方の社会参加や自立促進に必要なコミュニケーション支援を行う手話奉仕員を養成することを目的としているほか、ろう者や手話の理解を広める潜在的な理解者として養成することを目的として実施しております。 養成している手話奉仕員数は、平成30年度で30名、令和元年度で13名です。（令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で養成事業は中止。） 講座を受講された方のうち約1/4の方については、次のステップである手話通訳者養成講座を受講されております。	事業参考
2	P4 手話通訳者の養成	○手話通訳者の養成、のところに「手話通訳者養成講座を受講した方を対象とした厚生労働省が認定試験を実施する手話通訳士の資格制度もあります。」とありますが、手話通訳士受験の資格は、手話通訳者養成講座を受講した方が対象とはなっていないと思います。	ご意見のとおり手話通訳士の受験資格に、手話通訳者養成講座を受講した方と規定されておりませんので、「手話通訳者養成講座を受講した方を対象とした」という表現は削除いたします。	補足修正
3	P5 手話に対する理解の促進及び手話の普及	手話の取組だけではなく、聴覚障害者への理解（例えば、聞こえ方、理解の仕方等）も必要なことなので、それも盛り込んでいただきたいと思います。	5ページの【具体的な取り組み】 市政広報媒体を活用した啓発の中で、いただいたご意見を参考に聴覚障がい者への理解についても取り組むように進めたいと考えております。	既記載
4		手話の理解や普及について書かれていますが、その前提として、聞こえないことについての理解が必要です。聴覚障害理解と手話理解普及をセットにして取り組む方向を出してください。その1つとして、各公民館の主催講座として手話を学習できる講座を必ず設けてください。講座開催にあたっては、「熊本市ろう者福祉協会」や「手話サークル熊本わかぎ」を積極的に活用してください。	5ページの【具体的な取り組み】 市政広報媒体を活用した啓発の中で、いただいたご意見を参考に聴覚障がい者への理解についても取り組むように進めたいと考えております。 また、手話を学習できる講座については、希望荘で開催しておりますが、ご提案いただきました公民館の主催講座への設置については、今後の取り組みの一つとして参考にさせていただきたいと思います。	事業参考
5	P6 手話通訳士等の確保及び養成	手話通訳士等の養成は一般財団法人熊本県ろう者福祉協会に委託されていますが、実際にどのような養成方法をされているか、熊本市としてきちんと把握してください。そこで問題等あれば委託先に意見し是正する責務が委託者としてあると思います。委託して終わりではなく、一定の評価システムを作るべきです。手話通訳士等派遣についても同様です。	手話奉仕員及び手話通訳者の養成については、厚生労働省が定めている養成課程を踏まえて実施するよう委託しておりますが、養成方法に問題等がある場合は、改善を図るように指導いたします。 ご意見いただいた評価システムについては、養成事業の在り方として今後の検討してまいりたいと思います。	説明・理解
6	P7 聴覚障害児及びその保護者等への支援	ここでは聴覚障害児や保護者への支援について相談体制の充実が書かれていますが、成人ろう者（聴覚障害者）に対する専門的な相談システムがありません（形としてはあるが機能していない）。聴覚障害について深い理解を持ち手話が堪能な社会福祉士や精神保健福祉士等の専門的な資格所持者を生かす相談システムをぜひ設けてください。	ご意見いただきました成人ろう者に対する専門的な相談システムの構築についても、社会福祉士や精神保健福祉士等の団体とも連携を図りながら、聴覚障害児や保護者への支援と併せて、今後の取り組みとして検討してまいります。	事業参考
7	P8 聴覚障害の特性に応じた支援	条例に文言がない「要約筆記」での支援について取り組みが書かれたことは、いいことですが、条例の第2条で触れられている「盲ろう者……」について言及がありません。盲ろう者への対策は遅れており、盲ろう者向け通訳・介助員も不足していますので、養成・研修・派遣を充実させる、また盲ろう者相談事業にも取り組んでもらいたいと思います。	P8においては、要約筆記者の更なる確保と派遣の充実に記載しておりますが、ご意見いただいたとおり盲ろう者向け通訳・介助員の養成と派遣についても充実させるよう取り組んでまいります。	説明・理解

	項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
8	P10 推進体制	「（仮称）熊本市手話言語条例施策推進委員会」のメンバーは、肩書きだけで選ぶのではなく、実質的な論議ができる人を選んでください。	推進委員会のメンバーについては、学識経験者、ろう者及び手話通訳者の関係団体の代表を念頭に置いておりますが、いただいたご意見も踏まえ人選を行いたいと考えております。	説明・理解
9	方針以外に対する意見	災害時における支援のところで、新型コロナウイルス感染拡大についても情報の大切さが書かれています。しかし、熊本市の「新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ」には事前予約方法として、接種予約受付のサイトのURLと電話番号しか載っていません。これではICTをうまく使えないろう者（聴覚障害者）は予約ができません。書かれていることと実際が大きく乖離しています。このような行政のあり方について足下から見直してもらいたいです。	この度は新型コロナウイルスワクチン接種の事前予約方法の案内に配慮が不足し申し訳ございませんでした。ワクチン接種担当部署と連携し、改善を図ってまいります。	その他